

長野県子ども・若者支援総合計画

～子ども・若者の未来の応援～

2018年度(平成30年度)～2022年度



目 次

はじめに	．．．	1
第1編 長野県の子ども・若者の今		
第1章 長野県の子育て環境	．．．	5
第2章 少子化の現状	．．．	7
第3章 子ども・若者の意識	．．．	9
第4章 結婚をめぐる状況	．．．	15
第5章 出産・子育てに関する意識	．．．	18
第6章 就業環境と働き方	．．．	22
第7章 青少年の育成環境	．．．	26
第8章 子ども・若者の日常生活と健康	．．．	32
第9章 困難を有する子ども・若者	．．．	35
第2編 めざしたい姿と戦略	．．．	41
第1章 めざしたい姿	．．．	43
第2章 実現するための戦略	．．．	44
第3編 施策の展開	．．．	51
第1章 子どもを産み、育てやすい環境づくり		
第1節 子育てしやすい環境の整備 ～みんなで支える子育て安心県づくり～		
1 子どもと家庭に対する包括支援機能の向上	．．．	52
2 子どもや家庭を大切にする社会づくり	．．．	59
3 ニーズに応じた保育の提供	．．．	63
4 働き方改革、ワークライフバランスの推進	．．．	66
第2節 子育てに伴う経済的負担の軽減		
1 教育費の負担軽減	．．．	69
2 医療費、保育料等の負担軽減	．．．	73
第3節 結婚の支援	．．．	76
第2章 置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり		
第1節 困難を有する子どもと家庭に対する支援の強化		
1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援	．．．	79
2 子どもの貧困対策	．．．	83
3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援	．．．	90

4	障がいのある子どもの支援	．．． 94
5	発達障がいの支援	．．． 98
6	医療的な配慮を必要とする子どもの支援	．．． 103
7	子どもを性被害から守る	．．． 105
8	ニート・ひきこもりの支援	．．． 108
9	自殺対策	．．． 113
10	予期せぬ妊娠への支援	．．． 116
	第2節 学びたいことを学べる支援	．．． 118
	第3節 若者の就労支援	．．． 125
	第3章 子どもたちの生き抜く力を育む	
	第1節 生き抜く力を育む幼児教育の推進	．．． 129
	第2節 生涯にわたる心身の健康の基盤づくり	．．． 132
	第3節 青少年の健全育成	．．． 137
	第4編 達成目標	．．． 141
	第5編 推進体制	．．． 147
	<参考資料>	
	これまでの取組と成果	．．． 149
	巻末データ集	．．． 153
	用語解説	．．． 161
	県民の皆様との意見交換の場で寄せられた主なご意見	．．． 170

「※」のついた用語は、161 ページ以降の用語解説をご覧ください。

オール信州で「子ども・若者の未来の応援」を



次代の社会を担う子ども・若者は、一人ひとりがかげがえのない存在であり、その健やかな成長は、社会の礎となるものです。

本県では、平成 26 年 7 月に子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを目的に、子ども支援の基本理念や県をはじめとする子どもに関わる関係者の役割、基本的施策等を定めた「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を施行し、社会全体で子どもの育ちを支え、次代を担う子どもたちが安心して暮らすことのできる魅力ある長野県の実現に向けて取り組んできました。この間、子ども支援センターの設置による相談体制の強化、信州子どもカフェなど子どもが安心して過ごせる居場所づくり、信州型コミュニティスクールなど地域と連携する仕組みの構築、豊かな自然環境などを活かした「信州やまほいく」の普及拡大等を実現してきました。これらは、子どもの権利条約の理念を踏まえたものでもあります。

さて、本県においては、平成 30 年度からスタートする長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」を策定し、「学びと自治の力」を政策推進のエンジンとして、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現を基本目標に掲げ、誰もが明日への希望を持って暮らせる社会、そして困難に直面したときには温かな支援を受けられる安心感のある社会を目指して、取組を進めることといたしました。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画で、子ども・若者や子育て世代など県民の皆様との対話や実態調査に基づき、その夢や希望を受け止め、県として初めて子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画です。県民の思いに寄り添いながら安心して希望あふれる社会をつくるという観点から「誰にでも居場所と出番がある県づくり」の子ども・若者分野における具体的な取組をまとめました。

長野県の宝であるすべての子ども・若者が、いつも笑顔で健やかに成長し、社会でその能力を十分に発揮して活躍できるよう、「子ども・若者の未来の応援」に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました県民の皆様、県議会、市町村、長野県将来世代応援県民会議、長野県青少年問題協議会等の皆様に感謝を申し上げ、巻頭のあいさつといたします。

平成 30 年 3 月

長野県知事

阿部 奇一

はじめに

1 策定の趣旨

急速な少子化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、地域経済、地域社会、県民生活に深刻かつ多大な影響を与えることが懸念されます。

少子化は、様々な社会制度や県民の価値観と深く関わっており、急速な進行に歯止めをかけるためには、長期的な展望に基づき、行政機関と民間の様々な団体・機関が協働し、オール信州で地道な取組を積み重ねていく必要があります。

また、子ども・若者の成長過程に様々な影響を及ぼす社会環境は、インターネットの普及等により急激に変化するとともに、地域のつながりの希薄化が指摘されています。

いかに社会が変化しようとも、すべての子ども・若者が夢と希望を持って力強く自らの将来を切り拓いていけるようにすること、また、児童虐待、貧困、障がい、発達特性、いじめ、不登校、ニート^{*}、ひきこもりなど、様々な困難に直面する子ども・若者がいる中で、置かれた環境にかかわらず、様々な困難を乗り越えて挑戦できる社会をつくる必要があります。

また、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」^{*}に基づき、子どもの支援に関わるすべての人や団体が、連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいてはすべての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現することが必要です。これは「子どもの権利条約」^{*}の理念を踏まえたものでもあります。

この計画の策定に当たっては、「子どもと子育て家庭の生活実態調査」によって、2,300人余りの子どもと3,500人余りの保護者の声をお聴きするなど、実態把握を行ったほか、子ども・若者や子育て世代の皆さんなどとの意見交換を行いました。その中で、子どもたちは、それぞれの夢や進学希望、将来就きたい職業について話してくれました。併せて、「進学したいけれど親の負担が大きくなるのが心配」、「いじめや不登校に悩んでいる友達がいる」、「どこに相談していいかわからない」など、親や友達への気遣いや充実してほしい支援等について、生の声を聴かせてくれました。

この計画は、そうした実態把握を踏まえ、市町村と県との合同検討組織、長野県将来世代応援県民会議、庁内の部局横断検討チーム等において検討を重ねながら、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組をまとめたものです。

2 計画の性格

本計画は、次の計画として位置付けられます。また、SDGs（持続可能な開発目標）^{*}の達成に寄与するものです。

- ・ 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく「児童虐待防止計画」

3 計画期間

2018 年度（平成 30 年度）を初年度とし、2022 年度を目標年度とする 5 か年間を対象とします。

4 計画の対象となる「子ども・若者」の範囲

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、0 歳から概ね 30 歳未満とします。ただし、社会的に困難を有する若者や結婚支援を必要とする若者は、概ね 40 歳代前半まで対象とします。

5 関係する他分野の計画

この計画は、次に掲げる関係計画との整合を図って策定しています。各分野に関わる施策等の詳細は、それぞれの計画でご覧いただくことができます。

- ・ 第 2 期信州保健医療総合計画
- ・ 長野県障がい者プラン 2018
- ・ 第 3 次長野県自殺対策推進計画
- ・ 第 3 次長野県教育振興基本計画
- ・ 長野県食育推進計画（第 3 次）

長野県子ども・若者支援総合計画とSDGsについて

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標と169のターゲットです。

各国は、2016年以降15年間誰も置き去りにしないことを確保しながら、あらゆる形態の貧困に終止符をうち、不平等と戦い、気候変動に対処する取組を進めることが求められました。

本計画においても、SDGsの目標達成に資するよう施策の検討を行いました。以下、SDGsのうち、特に子ども・若者に深く関連する目標及び本計画に対応する主な取組について整理しました。

SDGsの17の目標	169のターゲットのうち、長野県の子どもの若者に関連するもの	「長野県子ども・若者支援総合計画」の関係部分
目標1 貧困をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までに貧困状態にある子どもの割合の半減 ・ 貧困層のレジリエンスを構築 	1-2 子育てに伴う経済的負担の軽減 2-1-2 子どもの貧困対策
目標2 飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消 	2-1-2 子どもの貧困対策 3-2 生涯にわたる心身の健康の基盤づくり
目標3 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までに新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 	3-2 生涯にわたる心身の健康の基盤づくり
目標4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての子どもが、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育へのアクセス ・ すべての子どもが無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 ・ 2030年までに持続可能な開発のための教育等を通して、必要な知識等の習得 	3-2 生涯にわたる心身の健康の基盤づくり 3-1 生き抜く力を育む幼児教育の推進 2-2 学びたいことを学べる支援 1-1-2 子どもや家庭を大切にする社会づくり
目標11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までに女性、子ども等を含め人々に緑地や公共スペースのアクセスを提供 	1-1-2 子どもや家庭を大切にする社会づくり 1-2-2 医療費、保育料等の負担軽減
目標16 平和と公平をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに対する虐待、搾取等あらゆる形態の暴力等を撲滅 	2-1-1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援 2-1-7 子どもを性被害から守る

注)計画の関係部分の数字は、計画の第3編の章・節を示します。

また、国はSDGs実施指針を平成28年10月に決定しました。実施指針には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨のビジョンが盛り込まれています。

例えば、本計画に盛り込まれている以下の施策は、経済、社会、環境の統合的向上に資する施策です。

- ・ 一場所多役の子どもの居場所「信州こどもカフェ」の推進
経済：地域内での食の地消地産の推進
社会：子どもの居場所の提供、貧困世帯への支援
環境：食品や学用品のリユース
- ・ 信州やまほいく(信州型自然保育)の推進
経済：地域の女性等の働く場の創出
社会：子どもの自己肯定感、創造力等の向上
環境：信州やまほいくを通じた環境教育、里山保全
- ・ 動物愛護センターによる動物介在活動を通じて、児童生徒の居場所の提供
社会：居場所づくり、自己肯定感の向上
環境：動物愛護、環境保全、環境教育